

# 津和野町省エネ家電購入支援事業 Q & A

Q&A、要綱やチラシに記載している事項の他、不明点等については、役場つわの暮らし推進課（0856-74-0092）へお問い合わせください。

- 1 補助制度の概要について……………1 ページ
- 2 補助対象者について……………2 ページ
- 3 対象設備について……………3 ページ
- 4 対象経費・補助金額について……………4 ページ
- 5 事業期間について……………6 ページ
- 6 申請フローについて……………6 ページ

## Ⅰ 補助制度の概要について

### (1-1) どんな補助制度か

- ・ エネルギー価格が高騰する中で、家計における電気料金の負担軽減を図り、温室効果ガス排出量の削減と熱中症対策等の物価高騰にかかる生活支援、ならびにエアコンと蛍光灯の2027年問題への対応を推進するため、購入費用の一部を支援する制度です。
- ・ 対象設備の基準を満たすエアコンまたはLED照明設備を購入した世帯等を対象に、補助金を交付します。
- ・ この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています。

### (1-2) エアコンと蛍光灯の2027年問題とは

#### ・ エアコン

2027年から新しい省エネ基準が適用され、これまでの安価なモデルは基準がクリアできず販売されなくなる可能性があります。その結果、省エネ基準をクリアした高性能・高価格のエアコンが多くなると予測されています。

#### ・ 蛍光灯

2027年末までに全ての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が禁止されることとなっています。新しい蛍光灯を製造できなくなることから、照明器具をLED専用のものに交換する必要があります。

## 2 補助対象者について

### (2-1)対象者の主な条件は

- ・令和8年4月1日から11月30日までに、新品(未使用品)の補助対象設備（エアコン・LED照明器具）を購入・設置する方が対象です。
- ・申請時において、設備を設置する町内の住宅に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ・同一世帯で生活する者が、この補助金の交付決定を受けていない方（1世帯1申請）
- ・申請者を含む世帯員全員について、町税その他町に納付すべき料金の滞納が無い方
- ・津和野町暴力団排除条例(平成24年津和野町条例第3号)第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でない方
- ・生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知)第7の2(6)ウに基づく冷房器具及びその設置費用の支給を受けることができない世帯である方

### (2-2)事業期間中に引越して町民となった場合、対象となるか

- ・申請時において、町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方は対象となります。

### (2-3)世帯主が申請者となるか

- ・対象設備を購入された際の領収書名と補助金の入金口座と同一名義となる予定の方を申請者としてください。

### (2-4)他の補助金等との併用が可能か

- ・他の補助金と補助対象経費が重複する場合は、認められません。

### 3 対象設備について

#### (3-1)対象設備はどのようなものが対象となるか

以下の条件を満たしている必要があります。

(1)自らが居住する住宅の屋内に固定設置するもの。

(2)新品（未使用）を購入し設置するもの。

※リース品やレンタル品は対象となりません。

(3)対象事業費が1万円以上のもの。

(4)令和8年11月末日までに設置完了し、実績報告を提出できるもの。

(5)エアコンについては、**省エネ基準達成率100%（目標年度2027年度）**以上のもの。

(6)LED照明設備については、照明器具本体を交換するもの。

※器具の交換を伴わない**ランプのみの交換やLED器具からLED器具への買替えは対象外**

#### (3-2)「省エネ基準達成率」とは

・省エネ基準達成率は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた製品（特定機器）ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を、どのくらい達成しているかを%（パーセント）で表したものです。

#### (3-3)どこで「省エネ基準達成率」を確認できるか

・資源エネルギー庁が運営している公式サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/>）や各メーカーの公式サイト『使用一覧』等のページに記載があります。

また、カタログや店頭が表示等でも確認できます。

※目標年度**2027年度**の100%以上であることを注意してください。

（表示の一例）



省エネ性能

3.4

省エネ基準達成率 103%

APF 6.8

目安電気料金 21,000円

目標年度が2027年度基準であることを確認

省エネ基準達成率が100%以上であることを確認

目安電気料金は、東京の外気温度を前提に算出していますが、使用する地域により異なります。外気温度の他にも使用条件（設定温度、使用時間、住宅性能等）や電力会社等により異なります。使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

ARC-R0409

(3-4)リースやレンタル品も対象となるか

- ・対象になりません。新品(未使用品)の購入のみ対象とします。

(3-5)事業所に設置する機器は対象になるか

- ・対象になりません。自らが居住する住宅の居住部分に固定設置するものを対象とします。

※事業所への設置については、商工観光課が実施する省エネ等投資支援事業をご確認ください。

#### 4 対象経費・補助金額について

(4-1)どのようなものが対象経費となるか

- ・本体購入費及び設置に必要な部材購入費
- ・設置に必要な付帯工事等（撤去工事・処分費等）

が対象となります。

※エアコンの処分費を対象経費に含める場合は、実績報告時にリサイクル証明書の写しの提出が必要となります。

※またLED照明設備について、器具の交換を伴わないランプのみの交換やLED器具からLED器具への買替えは対象外となります。

(4-2)補助金額はいくらになるか

- ・対象となる補助対象経費の2分の1が補助金額となります（最低事業費は1万円）。1,000円未満の端数は切捨てします。

※ただし、補助金額の上限を定めており、町内業者利用の場合は7万円、町外業者利用の場合は5万円となります。

※町内業者の上限を適用する場合は、エアコン・LED照明器具ともに町内事業者で購入・設置することが条件となりますので、ご注意ください。

#### 【補助額の計算の例】

120,000円のエアコンと20,000円のLED照明器具を購入・設置した場合

- ・補助額=購入額合計×補助率=(120,000+20,000)×1/2=70,000

→町内業者利用の場合の補助上限70,000円なので、70,000≤70,000となり、補助額は70,000円

町外業者利用の場合、補助上限50,000円なので、70,000>50,000となり、補助額は50,000円

※申請は「世帯」回限りなので、エアコンとLED照明設備を分けて申請することはできません。

(4-3)エアコンとLEDの両方を対象経費にできるか

・対象経費とできます。上限金額の適用条件について、ご確認ください。

(4-4)対象経費及び補助金の額の判定はどのような書類で確認するか

・補助対象経費及び補助金の額の判定は、申請時の見積書及び実績報告時の領収書において判断します。

(4-5)ポイントやクーポン等での支払いは対象経費となるか

・ポイント等での支払い部分は、値引き分と判断し補助対象経費としません。そのため、本事業対象経費の支払いにおいてはポイント利用を控えていただくなどご留意ください。

(4-6)つわみん生活応援券の利用は対象経費と認められるか

・つわみん生活応援券については、現金での支払いと同等のものとみなし、補助対象経費として認めます。

(4-7)対象設備ごとに別の事業者で購入しても問題ないか

・問題ありません。ただし、町内事業者利用の上限額（7万円）を適用する場合は、いずれも町内事業者で購入・設置してください。

(4-8)申請後、補助対象設備を変更した場合、変更申請が必要か

・対象設備の種別（エアコン・LED）に変更がない場合や、交付決定通知額が実績時の補助金交付額を上回らない（補助金額が減額となる）場合、変更申請は不要です。  
※申請時の事業内容と変更となる場合は、随時ご相談ください。

(4-9)エアコンの移設費用は対象経費となるか

・エアコンの購入に伴う、既設置済の機器について移設については可としますが、移設の為の工事費用等については対象経費としません。

## 5 事業期間について

### (5-1)期間はいつからのものが対象となるか

・「令和8年4月1日から令和8年11月30日までの間に購入・設置完了し、実績報告を提出できるもの」が対象となります。

※**予算額に達した場合は、期間内に受付を終了する場合があります。**

※必ず、購入・設置前に申請書を提出してください。

### (5-2)申請書・実績報告書の提出はいつまでか

・令和8年11月30日までに実績報告書を提出してください。

※申請書の提出期限は定めておりませんが、申請の審査期間（2週間程度）と11月末までに設置が完了できるよう、期間に余裕を持った提出をお願いいたします。

### (5-3)継続した事業であるか

・国の重点支援地方交付金を活用した事業であり、今後の事業継続については決定しておりません。

## 6 申請フローについて

### (6-1)申請の流れはどのようになるか

申請から補助金交付までの流れは以下のとおりです。

#### 製品選定

販売店等に相談のうえ、製品を選び、価格の分かる書類（見積書等）を取得してください。

#### 申請書提出 4/1(水)～

役場つわの暮らし推進課または津和野庁舎総合窓口に必要な書類を添えて申請書を提出してください。

（必要書類）

- (1)補助対象経費の内訳が確認できる書類（見積書や金額が確認できるもの）
- (2)（エアコンのみ）省エネ性能基準を満たしていることや型番が確認できる書類の写し（カタログの写し等）

※申請は、しまね電子申請サービスを活用したオンライン申請も可能です！

#### 決定通知受領 製品購入・工事着手

申請書提出から1～2週間

役場からの補助金決定通知を受領した後、製品購入・工事着手等を行う。

※申請書の審査は1～2週間程度を予定しております。

設置完了  
実績報告書・請求書提出

～11/30(月)

対象設備設置完了後、速やかに必要書類を添えて実績報告書兼請求書を提出してください。

(必要書類)

- (1)領収書（申請時と内訳を変更している場合は、内訳が分かる書類）
- (2)家電の設置前後の内容が確認できる写真
- (3)補助対象設備の保証書の写し
- (4)リサイクル証明書（エアコンの処分費用を対象経費とする場合）

補助金交付

実績報告書提出から2～3週間後

実績報告書の提出後、審査ののち、確定通知書を送付します。その後、振込指定口座に補助金交付します。